

中国会計制度の変遷を踏えた IAS/IFRS との調和化の考察

丁 嵐

はじめに

I 中国会計制度の生成と変遷

1. 中国会計制度の生成
2. 近代会計制度の整備と改革
3. 現代中国会計制度

II 中国企業の会社形態と資金調達

1. 中国企業の会社形態及び企業会計制度に関する法律
2. 金融機関からの資金調達
3. 証券市場に上場する企業の増加傾向
4. 中国企業の資金調達の变化

III 中国企業会計準則の制度整備

1. 新企業会計準則と IAS/IFRS の調和化
2. 中国会計制度の今後の方向性

おわりに

はじめに

本稿は、中国の複式簿記から会計制度の生成までの変遷過程を通して、社会経済の影響を受けながら整備されてきた国内の会計制度と国際会計基準（International Accounting Standard IAS/ International Financial Reporting Standards IFRS）との調和化の現状を探究したものである。

中国の会計制度に最も経済的影響を及ぼすことになったのは、1978年の中国の経済改革である。この経済改革にともない、中国の国内の政治と経済の状況も変わってきた。このような経済に適合するために、中国の会計制度は整備されることになった。⁽¹⁾

なかでも1990年代の中国経済の発展の影響が大きく、その経済に対応して、証券取引所が開設されたことは、中国の会計制度にも著しい変化をもたらした。つまり、中国企業は間接金融による資金調達だけではなく、直接金融による資金調達にも目を向けるようになったからである。このような状況において、中国政府は1993年にIASを部分的に導入した。これを皮切りに、一層中国会計制度はIAS/IFRSとの調和化に向っていた。特に、2000年に中国がWTOに加盟したことは、中国の会計制度へ与える影響が大きかった。この加盟によって、中国企業が海外取引市場に進出するため、海外投資家に中国企業の財務諸表を理解しやすくする必要があった。このような状況から、財政部は2006年にIAS/IFRSに基づく中国特有の会計制度を形成した。⁽²⁾

本稿では、まず中国会計制度の生成と変遷について検討することにする。次に、このような会計制度に基づいて、中国企業は、どのような資金調達を行っているかについて述べ、最後に、中国企業会計準則がどのようにIAS/IFRSとの調和化をはかっているのか、或いは調和化していないのかについて考察することにした。

まず中国の会計制度の生成過程をみていくことにする。

注：

- (1) 葛家澎/劉峰「新中国会計理論研究50年回顧」、『会計研究』1999年10号、37頁。
- (2) 王建忠、『会計発展史』東北財経大学出版、2007年、271頁。

I 中国会計制度の生成と変遷

1. 中国会計制度の生成（紀元前1046年～1840年）

紀元前1046年に西周王朝は『周礼』⁽¹⁾という法典の中で財計制度⁽²⁾を設けた。この『周礼』に、最初の中国の会計制度の基礎を見出すことができる。例えば、収入・支出が月別報告書あるいは年別報告書等にみられる。『周礼』は、それ以降の時代の会計制度に重要な影響を与えた。

従来から中国会計は、官庁会計と民間会計とに分類されていた。以下においては官庁会計と民間会計の発展について説明することにした。

(1) 官庁会計の発展

中国会計は、まず官庁会計を中心に発展してきた。特に、唐時代の官庁会計には注目すべき理論がみられる。それは「入一出＝余」の三柱式決算方法から「旧管＋新収－開除＝実在」⁽³⁾の四柱式決算へ発展したことにみられる。

次の宋時代では、四柱決算方法に基づく四柱清冊のような年別報告書が登場した。この四柱清冊により、決算報告書の形式が統一された。⁽⁴⁾この四柱清冊では、記帳・決算・報告が確定された。四柱清冊の形式は、明時代以降の官庁会計報告に引き継がれた。⁽⁵⁾

(2) 民間会計の発展

このような官庁会計を基礎として、民間会計が発展した。民間会計は、経済発展とともに官庁会計よりも急速に発展した。中国民間会計には、以下のような2つの流れの発展過程がみられる。

- ① 西周時代の流水帳簿体系を基礎として、漢時代では「三帳」体系が登場した。民間の商工業及び金融業の発展とともに、宋時代の民間会計では「草流」・「細流」・「謄清」⁽⁶⁾等の中国式の帳簿体系が成立した。この「三帳」体系は、明及び清時代の商工業及び金融業で広く普及した。
- ② 会計記帳方法では、完全な複式簿記方法が形成された。明時代の前は、資金は自己資本（自有資本）であり、資金調達（他人資金）は普及していなかった。このような経済において、記帳方法は単式記帳方法であった。しかし、明時代末から清時代初頭まで、民間会計は中国単式記帳方法から複式記帳へ移行し、まだ不完全であった複式記帳法「三脚帳」は、「龍門帳」という中国固有の複式記帳法へと発展した。

「龍門帳」は、資産負債（貸借対照表）と損益表からなるものであった。複式記帳法の記帳原理・平衡公式は、西洋式の複式簿記原理に類似していた。⁽⁷⁾

このような官庁会計と民間会計は、1840年以降どのように発展するか。次に、近代会計をみていくことにする。

2. 近代会計制度の整備と改革（1840年～1949年）

1840年アヘン戦争以降、中国は半殖民地と封建⁽⁸⁾の混合した経済の時代を迎え、その影響は、中国会計にも重要な影響を及ぼした。当時の中国は、西洋と

の混合の経済に適合するために、中国式簿記と西洋式簿記が共存した会計が行われていた。当時の中国の会計制度について、述べることにする。

(1) 会計法の公表

1914年に北洋政府⁽⁹⁾は『会計法』を公表した。この『会計法』によって、北洋政府は会計制度を整備した。この会計制度では帳簿の組織・記帳方法・会計検証の運用が規定された。

この『会計法』は、総則、予算、収入、支出、決算などに分類され、日本の『会計法』⁽¹⁰⁾にならって、条文が定められた。

1935年には、北洋政府の後、国民政府が北洋政府の『会計法』を引き継ぎ、新たに『会計法』を公表した。この新『会計法』は、先の北洋政府の『会計法』よりも内容が詳しくなっている。会計法には、特に会計報告・会計勘定科目・会計帳簿・会計検証について解説されていた。

その後、新『会計法』が実用化されるとともに、1948年にはこの新『会計法』が修正され、会計報告・会計勘定科目・会計帳簿と会計検証が詳細になり、会計制度として整備された。しかも、1948年の会計法では、会計制度の内容が充実し、帳簿を設ける方法、さらに財務諸表の作成の方法等について解説されている。⁽¹¹⁾

次に、『会計法』が公表され後の中国の会計制度をみていくことにする。

(2) 中国の会計制度の公表

1932年には国民政府が『中央各部門統一会計制度』を公表した。この『会計制度』では、原始伝票の分類・使用方法・帳簿の記録・会計報告書の作成について解説されている。この会計制度の特徴は、以下のようであった。

- ① 英米会計制度の影響を受けている。
- ② 複式記帳を基礎として、政府会計の記帳規則が定められた。
- ③ 帳簿の記帳整備・報告書の作成などが統一された。
- ④ 予算勘定科目が設けられた。この勘定科目を基礎として予算帳簿も整備された。

しかし、この会計制度にはまだ不備があったことから、1937～1938年にわたって修正されながら、実用化されたといえる。⁽¹²⁾

次に、会計制度の基礎となる中国の帳簿組織の変遷を年代に従って説明することにしよう。

(3) 西洋帳簿組織の導入

1920年から1940年にかけて、会計学者、潘序倫⁽¹³⁾は西洋式簿記を中国に導入した。潘序倫は西洋式簿記を導入した後に、中国では大陸式帳簿組織と英米式帳簿組織が中国に普及した。しかし、小規模商工業と官庁会計部門では大陸式帳簿組織が一般的であったのに対して、大中規模商工業では英米式帳簿組織が採用された。⁽¹⁴⁾

このように中国の帳簿組織は、大陸式と英米式の混合によって、新たに独自の中国式簿記が生成されていた。以下で、その生成された中国式簿記についてみていくことにしよう。

(4) 中国式簿記の改良

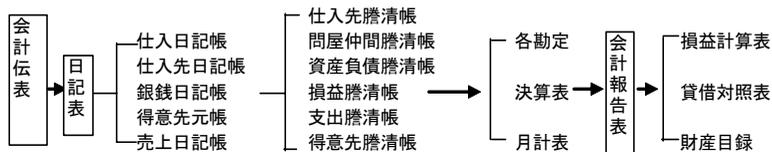
古い中国式簿記は、まだルールに定められていなかった。西洋式簿記が導入され、その後、古い中国式簿記が使用されなくなった。というのは、中国式簿記は問題点の改良が求められたからである。

そのため、1920年から1930年にかけて中国の会計学者、徐永祚によって中国式簿記が改良された。その改良の過程で、中国式簿記では、従来使用されてきた「三帳」形式が基礎となったし、それに西洋式簿記の長所が導入され、新たな中国式簿記が形成された。

このような改良された中国式簿記は、中小企業、特に商業で広く普及した。しかし、この改良された中国式簿記組織にも限界があり、大中規模企業のような複雑な経済活動には完全に対応できなかった。⁽¹⁵⁾

図 1-1 のような中国式簿記の帳簿組織が形成された。

図表 1-1 改良中国式簿記組織体系



(出所)郭道明『中国会計発展史稿』文真堂, 1988年,162頁。

図表 1-1 に従って、改良された中国式簿記の組織をみると、前述の「三帳」を基礎として改善されたことが明らかになる。特に、会計報告表で損益計算表・貸借対照表・財産目録の作成が、中国式会計の「紅帳」（清時代の報告書）に代わったことが明らかになる。これは、改良された帳簿組織の中で注目される点である。⁽¹⁶⁾

1949年10月には中国は中国共産党によって統治されたので、中国は社会主義社会に入った。それをきっかけに、中国の会計制度は、以下のように会計制度は変遷する。第三節では社会主義体制のもとでの会計制度の変遷について述べることにする。

3. 現代中国会計制度（1949年～現在）

前述したように、1949年10月に中華人民共和国が成立し、国民政府の下の資本主義経済から社会主義に社会制度が変化した。1949年以前は、中国はアメリカの西洋式会計制度を採用していたが、1949年以降は、中国は当時のアメリカとソ連に分かれた国際政治状況の下で、旧ソ連の計画経済の道を選択することになった。⁽¹⁷⁾

旧ソ連の計画経済のもとでの中国の会計制度について、時代区別にみていくことにする。

(1) 旧ソ連会計制度導入期（1949年～1966年）

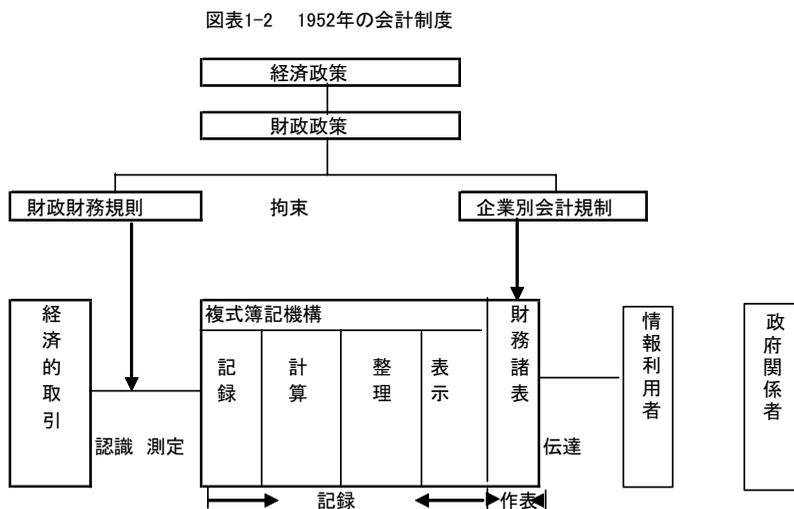
中国は、旧ソ連の計画経済形式を選択した後、中国会計には全面的に旧ソ連の会計制度と会計テキストが普及し始めた。1950年3月に中央政府は「国家財政経済活動の統一に関する規定」を公布し、全国財政収支の統一、全国物資調達の統一、全国現金管理の統一等を通して、国営経済範囲内において中央集権の管理体制が進められた。

1950年7月に財政部は、会計制度の制定原則と条文の内容を公表した。各企業を主管⁽¹⁸⁾する部門では、財政部の訓令に基づいて、各部門の会計制度が制定された。さらに、中国は計画経済に適合するために、財政部は1952年に全国統一した会計制度を整備した。その制度には「国営企業統一会計勘定科目」・「国営企業統一財務諸表」・「国営企業決算報告作成・提出暫定方法」が含まれていた。この統一の会計制度は、5つの領域からまとめられていた。5つの領域は商

業、工業、繊維業、建築業、サービス業である。

中国はこのような旧ソ連会計制度を実行したが、勘定科目や内容が複雑だったので、中国の文化に適合しないところが多かった。そのため、1958年に財政部は、会計制度の改革に着手した。当時中国では政治運動のために、会計制度の改革は完全に実施されず、停滞することになった。このような状況のもと会計秩序も保たれず、実務では帳簿記帳から伝票記入へ移行し、帳簿の記帳が行われないという状況になった。⁽¹⁸⁾

当時の貸借対照表は、勘定科目が複雑であった。資産の分類についてのルールもなかった。しかし、資産と負債のバランス表だけが表示された。その際、資本金勘定も示されなかった。その理由は、当時の企業はすべて国有企業なので、所有者は国家だからである。つまり、このような会計制度が当時の社会制度に適合していたからである。



(出所) 謝小敏『中国企業会計制度』創成社出版, 1997年 69頁。

図表 1-2 をみると、1952 年の会計制度は政治の影響を受けていることがわかる。当時の財務諸表の利用者は、政府のみであった。当時の中国会計制度は旧

ソ連の影響を受けた会計制度であり、これを全国の企業が採用した。

1952年の会計制度は、再び中国で採用された。というのは60年代経済状況に適合するために、財政部が1952年に会計制度を整備したからである。その採用の1つの例として、企業財務の面では、1962年から企業利潤が大幅に減少し、多くの企業では欠損が生じたことから、利潤留保制度の代わりに、1952年に企業基金制度が再び導入された。⁽¹⁹⁾

1966年には中国は「文化大革命」が始まり、10年間中国の社会経済は混乱の状況になった。また、このような状況のもとで中国の経済は停滞したことから、それ以降、経済の衰退が会計制度の発展には大きい打撃となった。

(2) 経済開放期のもとの会計制度 (1978年～1990年)

さらに、1978年12月に中国では「第11期3中全会」以降、「経済改革」や「対外開放」の政策が実施された。

また、1980年9月に財政部は1952年の会計制度を再検討して、経済改革の変化に適合した「国営工業企業会計制度——会計科目と財務諸表」を改正した。この改正された会計制度は、企業の自主経営と管理の権利を拡大した。

例えば、1980年の会計制度では材料仕入・材料消耗差異の勘定科目が開設され、材料の科目は原材料・燃料・包装物・低値消耗品に細分類された。また、財政部は企業の原価計算を強化する政策を行い、生産費用には基本生産・自制半製品・補助生産・生産部門経費(車間経費)・企業管理費等の勘定科目に細分類した。

財政部は、この財務制度改革において、経済発展に適合するために、1985年と1989年に「国営工業企業会計制度」を2度にわたって改定した。

1985年には財政部は「中外合資経営企業会計制度」を公表した。この会計制度の主要な内容から明らかになったのは、記帳方法・決算方法・勘定科目・財務諸表等に市場経済ルールに基づく会計処理方法を採用していたことである。この「中外合資経営企業会計制度」の施行は、中国会計制度がIAS/IFRSとの調和化に導かれることになった。

同年に「中華人民共和國会計法」が公表された。これは、中国の会計制度改革ともいべき法律であった。さらに、市場経済に適合させるために、1993年に「会計法」が改定され、1999年に「会計法」は再度改定され、現在に至っている。⁽²⁰⁾

このような過程を経て、現在のような市場経済の混合した社会経済における会計制度に突入していくことになる。次に、市場経済に適合するための会計制度について考察することにする。

(3) 市場経済への転化期のもとの会計制度 (1990年～2000年)

1992年10月に共産党の第14期大会が開催された後、この大会によって、中国は計画経済から市場経済へ転換することになった。中国が市場経済に適合するために、1992年に財政部は「企業会計準則」と「企業財務通則」を公表した。この「企業会計準則」には企業の資産・負債・資本金（所有者権益）・収入・費用・利潤の計算及び財務諸表の作成等が定められた。一方、「企業財務通則」には、企業の資金調達・流動資産・固定資産・無形資産・繰延資産・コスト・費用等が規定された。

この「企業会計準則」に基づいて、1993年には13業種の全国的な統一会計制度が実施されることになった。

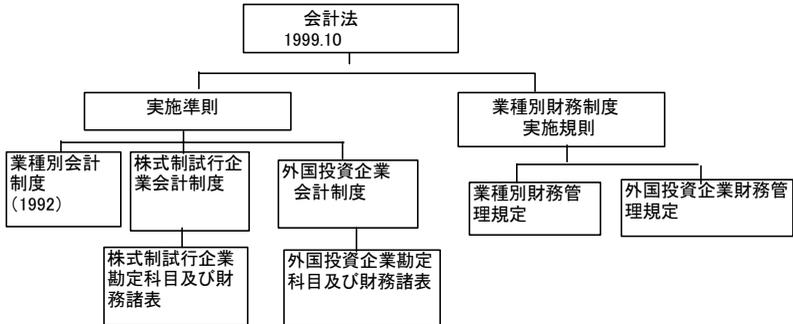
市場経済に進んでいくとともに、1990年に上海証券取引所が、翌年7月に深圳証券取引所が開設された。

鄧小平の「南巡談話」（1992年）を契機にして、中国経済が発展し、証券取引所も急速に発展した。しかし、1990年代の中国の証券取引所の制度が完全に整備されていなかったことから、1996年と1997年には中国の上場企業（琼民源会社と世紀星源会社）の財務諸表の粉飾が発生した。財政部は、「関連当事者の関係及び取引に関する開示」と「債務再構築」を公表した。1996年と1997年の上場企業の財務諸表の粉飾の事件において、「会計制度」の改革が進められた。⁽²¹⁾

社会主義市場経済に適合するために、財政部は2000年12月に新企業会計制度を公表した。この企業会計制度は、業種に関係なく、本格的に統一した会計制度となった。この企業会計制度は、2001年に初めて上場企業に適用された。

以下のような2001年以前の会計制度は、2001年には次節で記述する会計制度に改善されることになったのである。

図表1-3 2001年以前の会計制度



(出所) 中央青山監査法人『中国税務・会計ハンドブック』東洋経済新報社, 2006年, 590頁。

つまり、2001年以前の会計制度は「会計法」に基づいて、特に外国投資企業と株式制試行企業の会計制度が別に制定されることになった。また当時の会計制度では、業種が異なることによって、企業会計制度も異なった。しかしこのような会計制度は、投資者には、理解しにくいものであった。そのために、WTOに加盟した後、新たな会計制度をとることになった。

(4) WTOに加盟した時期 (2001年～現在)

2001年に、中国はWTOに加盟した後、中国の経済発展は加速した。しかし、WTOに加盟する条件として、中国の自動車産業・通信業・農業・会計業界などは、2006年まで全面的に海外企業に開かれなければならない。中国企業は海外取引市場に進出するためには、IAS/IFRSを基礎として、国際向けの財務諸表を作成しなければならないことになった。また、EUでは中国が実際に市場経済であるのかどうか疑問を持っていた。それとともにEUでは頻繁に中国製の商品のEU市場への進出を食い止めようとする動きがあった。このような状況下において、中国会計制度の改革が始まったといえよう。

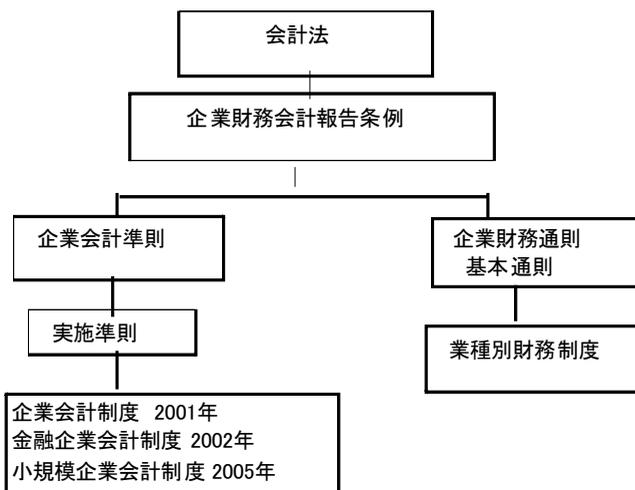
2006年に財政部はIAS/IFRSと中国経済を適合させるために、新準則を公表した。この新準則を公表した後、中国は企業会計準則を中心として、新しい会計制度改革の時代に進んでいくことになった。

新準則はIAS/IFRSと調和化することで、中国企業の財務諸表の比較可能性が高められた。それによって、財務諸表の信頼性が高められることになり、中国

企業は海外取引所に進出しやすくなった。⁽²²⁾

次に、証券取引所における資金調達の状況をみていくことにしよう。

図表1-4 2001年以後の会計制度



(出所) 中央青山監査法人『中国税務・会計ハンドブック』東洋経済新報社2006年,590頁。

注：

- (1) 『周礼』は紀元前1046西周王朝の行政制度と経済制度を規定した法典である。『周礼』には大計制度と相互考査制度が規定された。その中で大計制度は官僚の考査制度（行政制度）である。相互考査制度は、財政部門の間収入・支出・余額を相互に考査し、会計決算に基づく誤謬を減らすための制度である。
- (2) 財計制度とは、古代で人々はお金、物を管理と計算する制度をいう。
- (3) 現在複式簿記において「旧管」は前期繰越、「新収」は当期収入、「開除」は当期支出、「実在」は期末残高を示している。
- (4) 四柱清冊とは、完全に金銭出納部門の1年間経済活動の過程を示し、これは中国の古い会計報告書である。
- (5) 周華/戴徳明『会計制度と経済発展』, 人民大学, 2006年, 27~30頁。
- (6) 「草流」は原始証拠帳であり、「細流」は日記帳であり、「膳清」は総帳である。

- (7) 周華/戴德明『会計制度と経済発展』, 人民大学, 2006年27~30頁。
- (8) ここで、半殖民地と封建地とは1840年アヘン戦争後に、中国が港を開放し、香港、マカオ等をイギリスやポルトガルに割譲したことから、中国は半殖民の封建社会の状況となったことを意味している。
- (9) 北洋政府は、1911年清時代の後に成立した北洋軍が統治した政府である。
- (10) 1914年に日本に留学した人々が日本の制度や法律を模倣した会計法を制定した。
- (11) 王建忠『会計発展史』, 東北財経大学, 2007年, 154~165頁。
- (12) 王建忠『会計発展史』, 東北財経大学, 2007年, 154~165頁。
- (13) 潘序倫はアメリカの大学に留学し、1924年に卒業し、帰国した。その後潘序倫は中国の会計事業に貢献したといえる。
- (14) 大陸式帳簿組織とは、すべての仕訳を1冊の仕訳帳に集合させるという重要な特徴がある。これは、方法が簡易で記録がすべて揃い、調査検閲に便利である。つまり試算表の作成と利用に便利だけでなく、重要帳簿記録の正確性等の検査にも優れた点がある。
- 英米式帳簿組織とは、①総括記入による繁雑の簡略化②主要簿を分割し、細分化する③多欄式帳簿を採用④総帳内に統制勘定明細帳を設けた。このような帳簿は、帳簿が複雑で、記録の誤謬を予防し、検査するには困難という欠点が存在するとはいえ、大陸式帳簿組織より明らかに厳密・完全な帳簿仕組みである。
- 郭道楊『中国会計発展史稿』, 文真堂, 1988年, 166頁。
- (15) 王建忠『会計発展史』, 東北財経大学, 2007年, 171頁。
- (16) 郭道楊『中国会計発展史稿』, 文真堂, 1988年, 162頁。
- (17) 葛家澎/劉峰『新中国会計理論研究50年回顧』, 『会計研究』1999年10号, 36頁。
- (18) 化学部は中国の中央政府部門であり、中国の化学に関する工企業を管理する部門である。
- (19) 葛家澎/劉峰『新中国会計理論研究50年回顧』, 『会計研究』1999年10号, 37頁。
- (20) 謝少敏『中国の企業会計制度』, 創成社, 1997年, 44頁。
- (21) 李連軍「会計制度変遷と政府治理構造」, 『会計研究』, 2007年6号, 35頁。
- (22) 葛家澎/劉峰『新中国会計理論研究50年回顧』, 『会計研究』1999年10号, 37頁。
- (23) 王建忠『会計発展史』東北財経大学, 2007年, 271頁。

II 中国企業の会社形態と資金調達

1. 中国企業の会社形態及び企業会計制度に関する法律

(1) 中国企業の会社形態

1949年から1992年に渡る社会主義計画経済のもとで、生産手段として組織された会社の形態は財産の所有形態に基づき、国有企業、集団企業、私営企業、外商投資企業という4つの会社形態に区別された。

そして1993年には社会主義経済体制のもとで、企業は、出資者の人数や企業債務に対する責任形態に基づき、個人独資企業、組合企業、会社企業（有限責任会社・国有独資会社・株式有限会社）という新たな会社形態に分類されることになった。その後も、会社の形態は多様化している。⁽¹⁾

そして現在では、以下のような中国の会社形態となっている。

① 国有企業（全民所有制企業）

この企業は、国家の投資によって設立した企業であり、全民所有制企業法（1988年4月）による企業の財産が、全国の人民を支配することを基礎として、共同経営を営む有限責任会社であり、独立の採算制度を採用する企業である。国有企業は国有工業企業、国有事業企業（学校、病院など）に分類される。

② 集団所有制企業

この企業は、企業が法人であるとともに、その財産が労働者の集団によって所有される営利性をもつ経済組織である。集団所有制企業には、都市集団所有制企業と郷村集団所有制企業が含まれる。

③ 私営企業は6つの形態に分類される。

a. 個人独資企業

この企業は中国国内に設立され、1人の自然人が単独投資し、その企業の財産が投資者個人によって所有される。企業の投資者は、個人の財産を持って企業の債務に対して、無限責任を負う経営形態である。

b. 組合企業

この企業は、組合員が組合契約に基づいて共同出資し、共同経営を行い、その収益は共有する。またリスクも共同分担し、組合企業の債務について

は、共同で無限の連帯責任を負う経営形態である。

c. 有限責任会社

この企業は、企業が法人であるとともに、その社員がその持分を限度に、会社に対して責任を有し、会社が、その全財産を持って会社の債権者に対して責任を負う会社である。

d. 国有独資会社

この企業は、国家が単独出資し、その権限は国家の國務院あるいは地方政府から授権される。地方政府の国有資産監督管理機関は、出資人として責任を負う有限責任会社である。

e. 株式会社

この企業は、企業法人であるとともに、その全資本を株式として均等に分割し、株主はその持株を限度額として、責任を負う。

f. 有限合作企業

この企業は「合作企業法」に基づいて、有限合作者と一般合作者による共同出資の企業である。有限合作者は、出資額の範囲内で企業の債務に対して返済の義務を負う。また一般合作者は、企業の債務に無限連帯の責任を負う。⁽²⁾

④ 外商投資企業は4つの形態に分類されている。

a. 中外合資経営企業（合弁企業）⁽³⁾

この企業は、中国側出資者と外国側出資者が、中外合資経営企業法（1979年7月）に基づいて中国国内に設立し、共同出資による共同経営を行い、企業の登録資本⁽⁴⁾に占める出資比率により利益配分を行う。一方、リスク、損失は出資者が負う有限責任会社である。

b. 中外合作経営企業（合作企業）

この企業は、中国側出資者と外国側出資者が、中外合作経営企業法（1988年4月）に基づいて中国国内に設立した企業であり、両者が合作契約により中国側と外国側の出資間で権利、義務を確定し、生産、経営を行う企業である。

c. 外資企業（独資企業）は、中国の外資企業法（1986年4月）に基づき、中国国内に設立される外国投資家による全額出資の企業である。

d. 外商投資株式会社とは、中国側出資者と外国側出資者が中外合資経営企業法（1979年7月）に基づいて、中国国内に設立し、共同出資して共同経営を行う株式有限会社である。⁽⁵⁾

表 2-1 は、2007 年の中国企業形態別の企業数である。

図表2-1 中国企業形態別の企業数（2007年）

区分	企業種別	2007年会社数 (千社)	2006年と比較した 変動数(千社)
所有者	国有企業	682	-35
	集団企業	1,043	-52
	私有企業	5,205	+224
	外資系企業	280	+5
責任態様	個人企業	1,002	+18
	組合企業	133	+0.821
	株式合作企業	179	-7.974
	会社企業 有限会社	4,068	+20.5
	株式会社	1,762	+0.341

(出所)西村幸次郎『現在中国法講義』, 法律文化社, 2008年, 117頁。

図表 2-1 の 2007 年 6 月末現在の企業数についてみると、国有企業は 68.2 万社で（前年に比べて 3.5 万社減）、内資企業（投資者は中国に住んでいる中国人である。内資企業は 327.6 万社である）の 20.82%を占めている。また集団企業は 104.3 万社で（前年に比べて 5.2 万社減）、内資企業の 31.82%を占めている。さらに私有企業は 520.5 万社（前年に比べて 22.4 万社増）である。一方、外資系企業は 28 万社で（前年に比べて 5.000 社増）である。また、個人企業は前年より 1.8 万社を増えているが、株式会社も前年より 341 社増えている。⁽⁶⁾

次に、このような企業組織が、どのような法律に基づいて経営されているのかについてみていくことにする。

(2) 企業会計に関する法律

企業に関する法律は、会社法、企業法、外商投資企業法、企業破産法に分類される。企業は、以下のような法律を適用することになる。

- ① 企業法は、個人独資企業法（1999年8月）、組合企業法（1997年2月）、全民所有制工業企業法（1988年）に分類される。
- ② 外商投資企業法は、中外合資経営企業法（1979年7月）、中外合作経営企業法（1988年4月）、外資企業法（1986年4月）に分類される。
- ③ 証券に関する法律は、証券法（1998年12月）が制定され、2005年に改定された。
- ④ 会計に関する法律は、会計法という。会計法は1985年に制定され、1999年に改定された。
- ⑤ 税に関する法律には、個人所得税法（1998年9月）、企業所得税法（2007年3月）、消費税法、営業税法、関税法、土地使用税法等がある。⁽⁷⁾
- ⑥ 会社法（公司法）は1993年に制定され、市場経済に適合するために2005年に改定された。
- ⑦ 破産法は1994年に制定され、2006年に改定された。

以上のような法律が企業に適用され、次に、このような企業がどのような資金調達を行っているかについてみていくことにする。企業の資金調達方法には、金融機関による間接金融と証券取引所に株式を上場して資金調達をする直接金融がある。多くの企業は金融機関から資金調達する場合が多い。

2. 金融機関からの資金調達

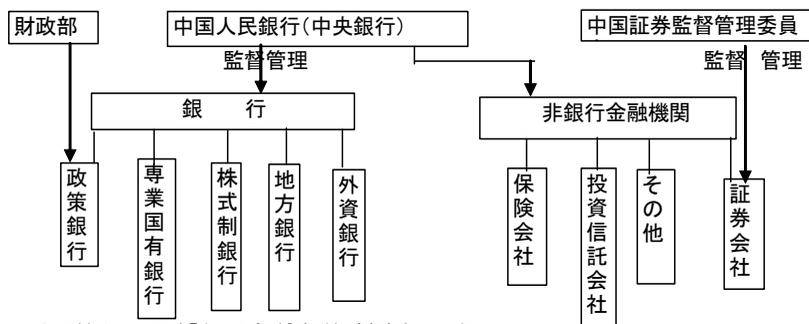
(1) 中国の金融機関

中国人民銀行が、中央銀行機構と非銀行金融機構を監督している。この金融システムでは、国有商業銀行を主体とし、政策銀行・股份制商業銀行・地方銀行・外資銀行と非金融機関が併存する。このような分業と協業の関係にある金融体系が形成されている。

中国人民銀行は、法律にしたがって、金融政策を制定し実行すること、規定による金融機関の審査許可、監督、管理を行う。また国内商業銀行の預金金利と貸出金利を決めている。

まず中国の金融システムをみていくことにしよう。⁽⁸⁾

図表2-2 1998年の中国の金融システム



(出所)樊勇明/岡正生『中国の金融』,東洋経済新報社,1998年,5頁。

図表 2-2 から中国の金融システムは、中央銀行の管理のもとで、すべての銀行や非銀行を監督し管理していることが分かる。

① 政策銀行

政策銀行は、政府が設立し、国家の産業政策、地域発展政策を実施し、非営利の金融機関である。1994年に中国政府は政策銀行3行を設立した。それは国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行である。3つの銀行の主要な目的は、国家の重点建設プロジェクトの資金ニーズに対応し、機械電機製品及びプラント設備等の貨物の輸出に対して、輸出信用を提供し、農業、林業、牧畜業、水産業の小型の産業のために、資金を提供する。⁽⁹⁾

② 商業銀行

商業銀行は、国有独資商業銀行（專業国有銀行）、株式制商業銀行、地方銀行（都市組合銀行）からなる。ここではこの3つの銀行のうち、最も重要な專業国有銀行について説明する。

專業国有銀行には、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行がある。この4行は1979年以降分業した。

中国農業銀行は、主として農村の銀行融資業務を主とし、中国工商銀行は、主として都市部の工業・商業向け貸出業務を行っている。中国建設銀行は、中長期の設備投資に対する銀行融資を扱い、中国銀行は外貨業務を取り扱っている。しかし、金融改革が進むにつれ、これらの銀行の伝統的な分業体制

も崩壊した。分業した銀行業務は行われなくなった。

専業国有銀行は、中国の銀行システムの中心となっている。4大商業銀行（専業国有銀行）の資産規模は合計で15.2兆元であり、中国銀行システムの総資産の過半（55%）を占めている。預金残高、貸出残高などについて、4大商業銀行は圧倒的なシェアを持っている。⁽¹⁰⁾

以上のような中国の銀行のシステムのもとで、中国の企業がどのように資金調達をしているかについてみていくことにしよう。

(2) 中国企業の資金調達

企業の資金は、2つある。これは内部資金と外部資金である。外部資金は、銀行借入であり、また、社債及び株式を発行する資金調達を行う。内部資金は、利益の内部留保と減価償却という「自己調達」の方法である。中国企業の場合は、外部資金調達よりも内部資金に依存する傾向が強い。

中国の現状からみると、企業の資金は、主に自己資金であり、また、金融市場から資金調達の方法に頼る。それに対して、金融市場から資金を調達の方法では、銀行借入金が中心になっている。まず国有企業の資金調達についてみていくことにしよう。

① 国有企業の資金調達

1978年の計画経済から1992年には市場経済に変化した。1978年から1992年まで中国企業はすべて国有企業であった。当時は国有企業の資金は財政部から供給され、それ以外は、銀行借入金に頼っていた。また企業内での内部留保と減価償却の会計処理が重要な資金源となった。主な資金調達は政府の政策の影響を受けた。

国有企業の資金には、銀行（長期）借入金の比率が高く、しかも、急速に増えている。1978年の中国国有企業の銀行借入金は40億元であり、1992年には1.412億元に増加した。そのために、中国の国有企業にとって、銀行からの借金が主な資金調達方法に明らかになる。

国有企業は、生産が拡大するために、長期借入金も増加した。企業の利益は増加した同時に、内部留保も増えていた。特に国有工業企業の内部留保の比率は、1978年の1.7%から1992年には77.9%へ増加した。企業の内部留保は、14年間（1978年－1992年）では39倍に増加した。全国の国有企業の内

部留保(1978年～1992年)は27億5千万元から614億8千万元に増加した。

中国の経済改革政策により、中国政府は国有企業の内部留保の比率が増加することを認めていた。特に80年代後半には、中国政府は経済政策(市場経済へ変化する)を調整することを通して、企業の自己金融の能力を増加させ、企業に対する財政投入が減少した。この政策を採用することで、中国の経済体制の転換を実現した。特に1985年以降、内部留保資金は銀行借入金と同じ役割に達した。⁽¹¹⁾

これまで、中国企業の減価償却額は少なかったので自己金融は少なかった。それは中国企業の固定資産の耐用年数が長く、償却率も低く。例えば、14年間で全国企業の平均償却率は、1978年の3.7%から1992年の5.5%に達した。したがって、このように減価償却額は少なかった。他方、この時期、日本の減価償却率は中国の国有企業より高かった。例えば、日本の製造業大企業の償却率は、1986年～1990年では35.99%に達した。中国企業では、減価償却の会計処理による自己金融は採用されなかった。⁽¹²⁾

したがって、企業の融資は政府に権限に委ねられ、企業の融資方法と会計処理の方法の選択は政府にあった。

1994年の金融体制の改革以後、銀行業監督管理委員会では、銀行融資の基本的な有担保原則が採用されていた。企業は、差し出す担保がなければ、融資を受けることができない。しかし、国有企業は政府の保証やサポートを得ることによって、銀行から資金調達ができる。⁽¹³⁾

次に、中国の民営企業の資金調達はどうかについてみていくことにしよう。

② 民営企業(私営企業)の資金調達

中国で改革・開放の政策による経済市場が進展し、民営企業が多数設立された。1998年に、民営企業は急速に発展し、民営企業の利潤は、国民生産総額の27%を占めた。しかし、民営企業は銀行からの資金調達額が企業全体の資金調達総額の1%しかを占めていなかった。民営企業の資本金は、基本的に90%以上は個人による出資である。企業規模の拡大や投資等は、ほとんど企業の自己資本に頼っていた。そのために、経営業績のよい企業は、工場や機械などの担保物権を所有するので、それを担保に、銀行から借り入れるこ

とができる。しかし、現実には、民営企業の担保物権は古いことから、価値がないというのが現状であった。⁽¹⁴⁾

他方、銀行は貸出先を審査する時、国有銀行は企業の経營業績と事業のリスクを問わず、企業の民営か国有なのかについて融資判断をした。したがって、その結果、国有銀行は国有企業に優先的に融資したので、民営企業は国有銀行からの資金調達に難しかった。⁽¹⁵⁾

世界銀行グループの国際金融公社 (IFC) によるヒアリング調査によると、民営企業の資金調達状況には、企業規模によって異なる。従業員 500 名以上をもつ大規模な民営企業では、主要な資金の 40% 以上を外部資金によって調達し、銀行借入が全体の 25% を占めている。一方、従業員 50 名以下の小規模な民営企業では、自己資金が 3 分の 2 以上を占める。外部からの資金調達の比率は低く、特に銀行借入金は 3.4% にすぎない。そのため、規模が小さい企業にとって、外部資金の中では、インフォーマルな金融機関の利用が 10% を超える比率となっている。企業の規模が大きくなるにつれ、外部資金の調達が容易となり、その主な調達源も「インフォーマルな金融」、組合組織金融機関からの調達が目立っている。⁽¹⁶⁾

図表2-3 民営企業の企業規模別の資金調達率 (%)

	自己資金		外部資金					その他	合計
			直接金融		間接金融				
	利益留保	出資金	株式	負債	銀行	組合組織金融機関	インフォーマル金融		
50名以下	22.4	45	1.1	0.6	3.4	6.3	10.4	10.8	100
51名以上 100名以下	32.9	31.7	0.3	0	7.8	11.3	6.1	9.9	100
101名以上 500名以下	35.2	21.8	2.8	0	16	10.5	7.7	6	100
500名以上	30.2	23.6	2.3	0.4	25	9.7	4.2	4.6	100
全体	26.2	35.8	1.3	0.3	9.7	8.3	9	9.4	100

(出所) 玉置知己/山澤幸太郎『中国金融はこれからどうなるか』東洋経済新報社, 2005年, 56頁。

図表 2-3 から民営企業の資金調達は自己資金の比率が高い。大規模民営企業は、銀行からの資金調達が容易であるが、小規模民営企業は難しい。そのために、これまで小規模の企業は、インフォーマル金融市場での資金調達が多かった。特に江苏省と浙江省の小規模企業にはインフォーマル金融市場での資金調

達が多い。⁽¹⁷⁾

1990年以降、国有企業は経營業績が不振になったため、国有銀行の不良債権が増大した。国有企業は銀行からの資金調達も難しくなり、国有企業が経営困難の状況を改善するために、中国政府は1990年に上海証券取引所と1991年に深圳証券取引所を開設した。⁽¹⁸⁾

第3節では、中国企業の証券取引所での資金調達の状況についてみていくことにしたい。

3. 証券市場に上場する企業の増加

企業の証券取引所での資金調達について考察する前に、まず中国の証券取引所の現状についてみることにする。

(1) 中国の証券取引所

中国の証券取引所には、香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所を挙げることができる。まず、香港取引所からみていくことにする。

- ① 香港と中国内陸の政治制度が異なることによって、香港証券取引所は、上海と深圳証券取引所とは異なり、特有な性質を有している。現在の香港証券取引所は4つの証券取引所が合併したものである。この4つの証券取引所とは、1921年の香港株式商会、1969年の遠東証券取引所、1971年の金銀証券取引所と1972年の九龍証券取引所である。

図表2-3のように、香港証券取引所の株は「H」株、レッドチップ、ハンセン(日本の日経指数に値する)、GEM(Growth Enterprise Market)に区分される。「H」株には、香港証券取引所に上場している中国企業株で占められ、それは国有企業のみが上場した株である。レッドチップには、資本投資は中国本土であるが、香港に登録された上場企業の株が占める。「ハンセン指数」には、香港証券取引所で売買される銘柄のうち45銘柄を時価総額加重平均で算出したものである(2009年8月現在)。この指数は、1964年7月31日を基準に恒生銀行傘下のハンセン指数サービスにより算出されている。アジアにおける重要な株価指数の一つである。GEMには、新興企業が上場しており、その上場株は、中国本土の企業を含めて、優良なベンチャー企業の株である。香港証券取引所は、中国企業にとって、国

際証券取引市場に進出するための取引所にもなっている。現在の香港証券市場の純資産は 4,052,143,000 香港ドルであり、純利益は 1,056,884,000 香港ドルである。

次に、上海証券取引所をみていくことにする。⁽¹⁹⁾

② 上海証券取引所は 1990 年に開設された。上海証券取引所は、A 株市場と B 株市場が設けられている。A 株市場は、中国国内投資家向けの市場であり、B 株市場は、外国投資家向けの市場として創設された。さらに、2001 年 2 月 19 日には中国の国内投資家に、B 株市場も開放された。A 株は人民元で取引され、B 株は米ドルで取引される。現在、上海証券取引所では、A 株市場に上場される企業数が順調に増えているが、B 株市場に上場する企業数は停滞している。

A 株については、2002 年 11 月に QFII（適格外国機関投資家）制度を導入し、2003 年 5 月から試験的に実施され、2006 年 8 月には、同制度の条件が緩和され、このような A 株は、海外の機関投資家による資金向けの資金調達にあてられる。⁽²⁰⁾

上海証券取引所では、上海総合指数、上海 A 株指数、上海 B 株指数が公表されている。その中で上海総合指数は、上海証券取引所に上場する A 株と B 株の全銘柄の時価総額の加重平均指数によるものである。この指数は、開業日 1990 年 12 月 19 日を基準日とし、この日の時価総額を 100 として算出している。

2007 年末には、上海証券取引所に上場している会社は 856 社である。上海証券取引所の A 株時価総額は 121,000 兆元であり、B 株時価総額は 810 億元である。⁽²¹⁾

次に、深圳証券取引所をみていくことにする。

③ 深圳証券取引所は、1991 年に開設された。深圳証券取引所に上場する会社は、2007 年には 686 社である。深圳証券取引所は、上海証券取引所と同様、A 株市場と B 株市場に区分される。その際、A 株市場に上場する会社は 631 社、B 株市場に上場する会社は 55 社である。A 株市場は国内投資家向けの市場であり、人民元で取引される。B 株は国外投資家に向けた市場であり、香港ドルで取引されている。2004 年に深圳証券取引所には中小

企業向け市場「中小企業ボード」（中小企業板）が併設された。

深圳証券取引所では、代表的な株式指数は、深圳総合指数、深圳 A 株指数、深圳 B 株指数である。深圳総合指数とは、同市場に上場された A 株と B 株の時価総額の加重平均指数であり、この指数は、開業日 1991 年 4 月 3 日を基準日として、時価総額を 100 として算出されている。現在 A 株の時価総額は約 35,350 億元で、B 株の時価総額は約 1,100 億元である。⁽²²⁾

以上、3 つの証券取引所の特徴は表 2-3 に示すとおりである。

図表 2-3 3つの箇所の証券取引所の比較

証券取引所	上場株	取引通貨	市場の特徴
上海証券取引所	A株 856社	人民元	中国投資家のみ
	B株 54社	米ドル	外国投資家と中国投資家
深?証券取引所	A株 631社	人民元	中国投資家のみ
	B株 55社	香港ドル	外国投資家と中国投資家
香港証券取引所	H株	香港ドル	香港市場に上場している中国本土企業
	レッドチップ	香港ドル	香港市場に上場している香港企業
	ハンセン	香港ドル	香港市場に上場する香港企業のうち、ハンセン指数に組み込まれた企業
	GEM	香港ドル	ベンチャー系の発展途上企業

(出所) <http://www.中国株.com>, (2007年9月)より作成した。

次に、3 つの証券取引所の会計基準についてみていくことにしよう。

(2) 3つの証券取引所における会計基準

香港証券取引所と上海及び深圳証券取引所に上場する企業は、それぞれ異なる会計制度を適用している。まず、中国本土の証券取引所に上場する企業は、中国企業会計基準に基づいて作成される。B株市場に上場している企業は、中国企業会計基準に基づき決算表を作成し、その後、外国投資家に対しては、IAS/IFRSに基づいて修正された財務諸表が公表されなければならない。

2001年にWTOに加盟した後、中国政府は情報開示、透明化に向けて積極的に動いている。また、市場の活性化のために、外国投資家には、理解可能で、世界的に通用するIAS/IFRSを採用している。さらに、中国本土の企業は、2002年度から四半期決算書の開示が義務付けられている。その際、中国本土の企業は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、權益変動表、営業報告書、利益処分表を開示することが義務付けられている。⁽²³⁾

香港証券取引所に上場する企業の会計基準は、香港会計基準、IAS/IFRS、イギリスと米国の会計基準等の各基準を採用している。GEMに上場する企業は、上場に関する規制がメインボードより緩やかな反面、情報開示に関する規制が厳しくなっている。GEMでは、上海及び深圳証券取引所に上場する企業と同じように、四半期決算書の開示が義務付けられている。決算書開示期間は、メインボード⁽²⁴⁾より短期である。⁽²⁵⁾

図表2-4は中国本土と香港証券取引所で適用する会計基準である。

図表 2-4 各証券取引所で適用する会計基準

		決算期	発表期限	会計基準	四半期
上海と深?	A株	本決算:12 月末締め	通年:120日 以内	中国企業会計基準	有
	B株		中間:60日 以内	中国企業会計基準 国際会計基準	
香港	メインボード	決算期は ばらばら。 一般的に は12月が 多い	通年:期末 から4ヶ月以内	香港会計基準	無
	GEM		中間:期末か ら3ヶ月以内	米国会計基準 国際会計基準	
			通年:期末か ら3ヶ月以内		有
		中間:期末か ら3ヶ月以内			

(出所) <http://www.中国株.com>, (2007年9月)より作成した。

以上のような証券取引所で、中国の上場企業がどのように変化しているかについてみていくことにしたい。

(3) 中国上場企業の動向

上海証券取引所と深圳証券取引所における中国の上場企業は、当初1990年の時点では10社、2006年には1,434社と増加している。しかし、当初すべて国有企業であったが、現在では各形態の企業が上場できる。

中国証券監督管理委員会によれば、2006年には国内上場企業数は、A株市場・B株市場において1,434社が上場していることが明らかになった。株式総数は149億2,615万株、そのうち流通株式数は5億637万株であった。⁽²⁶⁾

2006年の段階で、上場企業1,434社のうち、A株のみを発行している企業は1,287社であり、A株とB株を発行している企業は86社である。また、A株とH株を発行している企業は38社であり、B株のみを発行する企業は23社であった。1,434社の業界別の内訳は、工業が最多の787社であり、続いて総合業が183社、公共事業が97社となっている。⁽²⁷⁾

これらの上場企業数の変動は、図表2-5に示すとおりである。

図表2-5 中国上場企業の数(社) (1998年-2006年)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
A株のみ会社	727	822	955	1025	1085	1146	1236	1240	1287
AとB株を 発行する会社	80	82	86	88	87	87	86	86	86
AとH株を発 行する会社	18	19	19	23	28	30	31	32	38
B株のみ会社	26	26	28	24	24	24	24	23	23
合計	851	949	1088	1160	1224	1287	1377	1381	1434

(出所)『中国統計年鑑』, 中国統計社, 2007年, 777頁。

図表2-5から見ると、中国の上場企業(A株)は年々増える傾向にあることが明らかになる。他方、B株市場の上場企業数には変化が少ない。

次に、中国企業の資金調達についてみていくことにしよう。

4. 中国企業の資金調達の変化

計画経済期(1950年-1978年)には、国家が国有企業を厳しく管理し、国有企業の資金はすべて政府から供給したものであった。しかし、80年代の経済改革にともない、政府は国有企業に資金を供給し続けることができなくなった。そのため、国有企業は、銀行からの資金調達に頼るしかなかった。⁽²⁸⁾

1980年代に入ると、国有銀行は、無制限に国有企業に融資したので、一部の国有企業では負債額が増えた。また国有企業は高い税金を払わなければならなかったもので、銀行に対する返済能力を失った。銀行の不良債権が増加したことから、企業は銀行からの資金調達が難しくなり、また銀行からの資金調達の手続きが複雑であったことから、企業は他の資金源を求めるようになった。他方、1990年以降は、中国政府が証券取引所に進出する企業に対して優遇政策を実施した。そのことから、2000年以降は企業の証券取引所への上場が増加する傾向にある。⁽²⁹⁾そのため、中国企業の資金調達は、銀行からの資金調達のみではなく、株式発行と債券等発行による資金調達を行うようになった。表2-6は、中国の企業の資金調達の比率である。⁽³⁰⁾

図表 2-6 2001年-2006年中国企業の資金調達

年	調達総量(億元)			%		
	銀行借入金	社債	株	銀行借入金	社債	株
2001年	12,558	147	1,252	89.98	1.05	8.97
2002年	19,228	325	962	93.73	1.58	4.69
2003年	29,936	336	1,357	94.65	1.06	4.29
2004年	24,066	327	1,504	92.93	1.26	5.81
2005年	24,617	2,010	1,884	86.34	7.05	6.61
2006年	31,000	2,500	4,000	82.67	6.67	10.67

(出所)徐平生「直接融資激活資本市場」、『当代金融家』中国人民銀行研究生部編集, 2006年11号, 138頁。

図表 2-6 から企業の銀行借入金の比率は、2001年の89.98%から2006年には82.67%へ減少している。他方、証券取引所における資金調達は、2001年の8.97%から2006年には10.67%に達した。

以下の2つの理由により、国有企業では銀行からの資金調達が証券取引所へ上場した資金調達へ変化した。

その1つは、2000年以降、中国経済が急速に発展し、国内の消費市場が拡大

し、企業は商品を生産するために、多額の資金を調達しなければならなくなったことである。というのは、企業の業績不振は長く続いたことから、多額の資金を銀行から調達するのは難しくなったからである。もう1つは、WTOに加盟した後、その経済政策は不明であり、またアメリカ会計スキャンダル事件の影響を受け、中国の証券取引所の株式が下落したことである。このことに対応して、中国政府は証券取引所への上場のための優遇政策を実施した。その結果、企業は銀行からの資金調達によりも、証券取引所への上場による資金調達が増えることになった。⁽³¹⁾

次に、証券取引所における資金調達についてみていくことにする。

(1) 証券取引所からの資金調達

① 上海及び深圳証券取引所での資金調達

政府は国有企業の資金調達を支援するために、1990年代に上海と深圳証券取引所を開設した。これらの証券取引所に最初に上場した10社の企業は、すべて国有企業であった。このような国有企業を中心とした証券取引市場に注目すると、中国政府は国有企業の資金調達の支援にあたり、政府と関係のある国有企業の上場を優先したことが明らかになった。

他方、民間企業の資金調達は、国有企業の資金調達よりも厳しい状態であった。この状況を解決するために、政府は、1998年には民間企業の証券取引所への進出を支援した。さらに中国政府は新たな上場制度を実施した。この制度は、1999年の上場手続きを規定した条例（法規条例）を改正したものである。新規定では、国有企業、民間企業を問わず、すべての企業に対して上場手続きが簡略された。この規定によって、2006年には、上場企業は1,434社に達した。⁽³²⁾

図表2-7は、中国企業が証券市場に株式、社債を上場していることを示している。近年、中国政府が証券取引市場の改革を進むにつれて、企業は証券取引市場への進出が容易になった。

図表 2-7 中国企業の資金調達状況(2002年-2006年)

単位: 億元

	新株融資			株を増加する融資					合計
	A株	B株	H株	A株(億元)			B株	H株	
				増加株	配株	転換社債			
2002年	516.93	0	21.95	164.64	56.56	41.5	0	0	961.38
2003年	453.46	0.43	64.53	110.62	74.71	180.6	0	0	1,357.24
2004年	353.42	3.28	78.17	168.66	104.49	209.03	0	0	1,509.97
2005年	56.74	0	153.22	278.77	2.62	0	0	36	1,882.51
2006年	474.01	0	125.57	198.95	2.13	4.3	0	9.06	1,756.95

(出所) 徐平生,前掲稿,137頁。

2001年に中国政府はWTOに加盟したが、WTOに対して中国の経済政策を明らかにしなかった。そのためダビングの問題を巡って、中国企業は外国の企業との競争で打撃を受けた。さらに2003年にはアメリカの会計スキャンダルの影響を受けて、中国の証券取引所の株式が下落した。このことから、2004年に政府は新政策を打ち出した。その新政策の1つとして、深圳証券取引所に「創業板」(中国のナスダック)市場を新設したことが挙げられる。その後、中国企業の資金調達の規模は急成長した。深圳証券取引市場のみならず、海外の証券取引市場における資金調達も活発になった。⁽³³⁾

図表 2-5 から 2005 年に A 株に上場した企業をみると、1381 社の内、国有企業が 90%を占めていた。これらの企業は産業構造に欠点があり、また情報が不透明であったことから、投資家には不人気であり、そのため中国の株式は下落した。⁽³⁴⁾図表 2-7 に示されるように 2005 年には H 株に上場する企業が増えた。

② 海外証券市場への進出

次に、中国企業の海外証券取引市場における資金調達の状況をみていくことにする。

図表 2-8 世界重要市場におけるベンチャーキャピタルとファンド資金調達(2006年)

	調達額(百万ドル)	IPOの数	平均調達額(百万ドル)
香港証券取引所	29,610.15	9	3,290.02
シンガポール証券取引所	622.56	10	62.26
ナスダック	496.02	5	99.2
ニューヨーク証券取引所	480.55	3	160.18
香港「創業板」	8.48	1	8.48
シンガポール「創業板」	7.51	1	7.51
深?「創業板」	298.97	10	29.9
合計	31,524.24	39	808.31

(出所)富士通総研経済研究所『中国企業部門における資金調達状況についての分析調査』、2007年。IPO-新規企業。

中国企業が最初に進出した証券取引所は、前述したように、香港証券取引所である。また中国の優良国有企業は、1993年に香港証券取引所に上場した。

図表 2-8 から、2006年に中国企業は、香港証券取引所における資金調達額が 29,610,150 百万ドルであった。香港証券取引所における中国企業の調達額は 93.9%を占めていた。また香港証券取引所では、中国上場企業が増えている傾向にあった。これは、香港証券取引所が中国の資金調達センターといわれている理由である。⁽³⁵⁾

2008年6月にニューヨーク証券取引市場の株式が下落し、それを契機に、ニューヨーク証券取引所に上場する中国の新規企業は50%に減少した。

次に、中国債券市場はどのように変化するかについてみていくことにしよう。

(2) 中国債券市場における資金調達

中国の社債の発行は、1980年に開始され、1987年以降中国政府によって統一して管理された。2007年までに2,000億元の社債が発行されるようになった。これはすべて大手国有企業の社債である。しかし1994年から1996年の間に地方企業が発行した社債はデフォルト(債務不履行)に陥ったために、投資者の信頼を失った。この理由で、中国政府は社債の発行を一時中止した。しかし1997年になると、再び社債が発行されるようになった。⁽³⁶⁾

中国では、社債の発行については、中国の「会社法」と「企業債券管理条例」に規定されているが、株式に比べて社債の発行は手続きが非常に複雑であり、

また企業の信用力に応じた値が付けられていない。

中国では「証券法」(1998年)と「会社法」(1993年)の改正によって、債券市場が著しく発展した。2015年に中国は、新「社債管理条例」を公表する予定であり、その際、社債発行の条件が修正され、2011年末までには、社債総額は15,000億元になる予測である。⁽³⁷⁾

次に、第3章では、証券取引所に上場した企業の会計制度について考察することにする。

注：

- (1) 徐治文『現代中国ビジネス法』法律文化社出版, 2005年, 18頁。
- (2) 徐治文『現代中国ビジネス法』法律文化社出版, 2005年, 18-20頁。
- (3) 中外合資経営企業と外商投資株式会社の違いは登録資本の最低額が異なる。
- (4) 登録資本とは企業法、会社法に基づいて、企業が成立する時、法律で定めている最低額の登録資本である。例えば、会社法の規定によると有限会社の最低登録資本は30,000元である。
- (5) 徐治文『現代中国ビジネス法』法律文化社, 2005年, 15-16頁。
- (6) 西村幸次郎『現在中国法講義』, 法律文化社, 2008年 117頁。
- (7) 中国公認会計士協会『経済法』中国財政経済社, 2007年。
- (8) 戴相龍『中国金融読本』中央経済社, 1999年, 6頁。
- (9) 戴相龍『中国金融読本』中央経済社, 1999年, 6-11頁。
- (10) 戴相龍『中国金融読本』中央経済社, 1999年, 11-14頁。
- (11) 何清『企業融資政策と資本構造』経済科学, 2007年, 57頁。
- (12) 同上。
- (13) 同上, 58頁。
- (14) 富士通総研経済研究所『中国の企業部門における資金調達状況についての分析調査』, 2007年, 5頁。
- (15) 同上, 10頁。
- (16) 同上, 12頁。
- (17) 玉置知己, 山澤幸太郎『中国金融はこれからどうなるか』東洋経済新報社, 2005年, 56頁。

- (18) 同上, 56 頁。
- (19) 中国証券監督管理委員会 (www. 香港証券取引所. com) [2008 年 8 月 11 日]。
- (20) 朱炎「中国に翻弄される香港のこれから」, 『エコノミスト』2007 年, 5 月, 22 頁。
- (21) 中国証券監督管理委員会 (www. 上海証券取引所. com) [2008 年 8 月 25 日]。
- (22) 中国証券監督管理委員会 (www. 深圳証券取引所. com) [2008 年 8 月 30 日]。
- (23) www. 中国株. com [2008 年 8 月 15 日] と中国証券監督管理委員会 (www. 香港証券取引所. com) [2008 年 8 月 11 日]。
- (24) メインボードは香港市場 (メインボード・GEM) に上場されている株は登記した場所によってグループ分けされている。日本で言えば東証1部2部のような市場である。
- (25) www. 中国株. com [2008 年 8 月 15 日] と (www. 香港証券取引所. com) [2008 年 8 月 11 日]。
- (26) 中国証券監督管理委員会「2007 年度中国上場企業財務分析報告書」, 2007 年。
- (27) 同上。
- (28) 何清『企業融資政策と資本構造』経済科学, 2007 年, 61 頁。
- (29) www. LUNWENTIANXIA. com 「国有企業融資と銀行危機の問題について研究する」[2007 年 11 月 21 日]。
- (30) 富士通総研経済研究所『中国の企業部門における資金調達状況についての分析調査』, 2007 年, 13 頁。
- (31) 富士通総研経済研究所, 前掲稿, 14 頁。
- (32) 徐平生『当代金融家』, 中国人民銀行研究生部編集, 2006 年 11 月号, 137 頁。
www. ittang. com [2007 年 12 月 6 日]。
- (33) 清科研究所『2007 年第二期中国上場企業研究報告』, 2007 年 8 月 23 日。
朱炎「中国に翻弄される香港のこれから」, 『エコノミスト』, 毎日新聞社, 2007 年 5 月 22 日, 32 頁。
- (34) www. cnstock. com 「2008 年 11 月 20 日」。
- (35) 朱炎, 前掲稿, 22 頁。
- (36) 何清『企業融資政策と資本構造』経済科学, 2007 年, 61 頁。
- (37) 深圳証券取引所『中国企業債券市場現状調査報告』, 2008 年 7 月。

Ⅲ中国企業会計基準の制度整備

1. 新企業会計基準と IAS/IFRS の調和化

(1) 新企業会計準則制定の背景

1978年の経済改革から20数年間を経て、中国の経済発展には大きな成果があった。これまで経済発展のニーズに応えるために、中国は会計改革を実施し、会計準則及び会計制度の構築に努めてきた。

中国の経済発展にともない、財務諸表にも、企業の複雑な経済活動を正確、客観的に表示することができることが求められた。その背景には、経済と国際資本市場のグローバル化により、資本市場の参加者と会計情報の利用者にとって、質と透明性の高い、比較可能な財務諸表が求められるようになったことがある。このような状況において、質の高い会計準則の整備が必要となり、またWTO加盟以降、中国企業の世界経済システム及びグローバルな資本市場への進出が加速し、IAS/IFRSの国際的コンパジェスに努める必要があった。⁽¹⁾

その結果、2005年後半に、会計基本準則と具体会計準則（個別準則）が整備され、その後、財政部はIASB(国際会計準則理事会)の専門家との協力によって、中国企業会計準則とIAS/IFRSとの同等性が審議された。

2005年11月8日に中国会計基準委員会秘書長王軍とIASC理事会長David Tweedieは、中国企業会計準則とIAS/IFRSの同等性について、以下の様な条件のもとで合意した。

- ① 中国企業には、中国企業会計準則に基づいて作成する財務諸表とIFRSに準拠して作成する財務諸表との同等性が認められる。
- ② 中国企業会計準則とIAS/IFRSは、いくつかの点で異なるが、基本的には同じである。
- ③ ある一定の会計処理（関連企業の関係と取引の開示、公正価値の測定等）について、中国企業会計準則に基づいて処理する。しかしIAS/IFRSには中国企業会計準則との差異があった。例えば、連結会社の取引の開示、公正価値の測定、政府補助金などにおいて相違が生じた。このような差異を取り除くために、中国側とIAS/IFRSとの調整は、今後も協議し続けることになる。また中国側はこれらの差異については、IAS/IFRSに中国側の意

見を出していくことになる。⁽²⁾

次に、この新準則の内容について考察する。

(2) 新企業会計準則

財政部は、2006年2月15日に新規及び改訂した一連の「企業会計準則」（「新企業会計準則」以下は新準則をいう）を公布した。この新準則には、改訂「企業会計準則—基本準則」（「基本準則」）と新たに公布された会計準則22項と従来の会計準則の改定16項が含まれている。基本準則と具体会計準則38項からなるこの会計準則は、中国の市場経済発展と国際的慣行とのコンバージェスのために構築された。基本準則と38項の具体会計準則は、2007年1月1日に上場企業に対して強制適用され、その他の企業には任意適用となった。

新準則では、中国企業会計準則とIAS/IFRSとのコンバージェスを図り、中国の国情を十分考慮したものとなっている。このような新準則には、取引や事象の認識、測定、表示、開示の規定と財務報告の規定が含まれている。また新準則の一部には、特殊な業界及び業務の規定が含まれている。

その他に、新準則では、金融商品や投資不動産、株式報酬などの多くの新概念が定められている。それと同時に、新しい会計原則や会計処理が導入された。その代表的な例として、公正価値測定が注目される。

従来の企業会計準則と比べて、新準則はIAS/IFRSとの調和化のために、内容が大幅に変えられた。また従来の企業会計準則より新準則は22項補足された。そのため、企業が円滑に新準則を適用できるようにためには、企業側の準備が必要である。それと同時に、新準則は、会計処理及び財務報告のみならず、企業のリスク管理や経営戦略、内部統制の整備や運用等についても定めている。⁽³⁾

次に、新準則の体系について検討することにする。

(3) 新企業会計準則の体系

新準則には、改訂基本準則と新たに追加された具体会計準則22項、改定会計準則16項と準則応用指針等が含まれる。これらの具体会計準則38項を適用する企業は、2006年以降、従来の企業会計準則や「企業会計制度」、「金融企業会計制度」を適用しなくなった。

新準則は、基本準則と具体準則から構成される。そのうち、具体会計準則38項の内容は、3つに分類できる。

- ① 各種企業及び大多数の企業に一般的に適用される会計取引や事象の認識と測定について定めている。例えば、固定資産や棚卸資産、収益等。
- ② 一般的な財務報告と開示を定めている。例えば、財務諸表の表示やキャッシュ・フロー報告書、関連当事者の開示等。
- ③ 特殊な業界の処理準則を定めている。例えば、保険業界や石油及び天然ガス業界、農業等。⁽⁴⁾

次に、この新準則の特徴について考察する。

(4) 新企業会計準則の特徴

2006年新準則にはIAS/IFRSが導入されたことに注目して、その特徴についてみていくことにする。

- ① その特徴の1つとして、繰延税金の会計処理が改定された。新準則には、IAS/IFRSに基づく新「所得税」(法人税)が定められた。これまで旧企業会計準則では、企業は繰延法を適用してきた。しかし新準則では、IAS/IFRSと同様に、資産負債法を適用しなければならなくなった。したがって、新準則に基づいて作成された財務諸表は、IAS/IFRSとの両者の相違が狭められた。そのため、これから新準則に従った財務諸表は、従来よりも海外の投資家等にも理解されやすくなり、また国際的な証券取引所で資金調達する際にも、中国企業の財務諸表が信用されるようになるであろう。

- ② 2つめの特徴として、公正価値測定が導入された。

例えば、企業結合や金融商品、株式報酬(IFRS2 第号株式報酬)等に公正価値での測定が定められた。

投資不動産には、条件付で公正価値が導入され、この条件の1つとして挙げられるのは、投資不動産の所在地において取引市場があること、もう1つは、同類あるいは類似の不動産の市場価額は不動産取引市場の公正価値で測定することである。

- ③ 3つめの特徴として、企業結合、連結財務諸表等の会計処理が規定された。

例えば、中国では、従来の「連結財務諸表暫定規定」以外に、企業結合、連結財務諸表等の会計処理については、正式に会計準則は定められていなかった。そのため企業は1つの取引について複数の会計処理方法を適用し

てきた。この状況のもとで実務では混乱がみられた。しかし新準則では、このような重要な会計事象の処理については、統一的な会計処理が規定された。⁽⁵⁾

④ 4つめの特徴として、新準則では、金融商品や投資不動産、株式報酬(IFRS第2号株式報酬)等の新概念が定められ、財務諸表には、注記による開示を行うことのみならず、デリバティブ金融商品については貸借対照表における測定、認識の規定が定められた。

⑤ 5つめの特徴として特殊業界に係る準則が定められた。

保険会社の業務と再保険業務の会計処理には、IFRS第4号「保険契約」の基本会計原則に基づいて、「元受保険契約」、「再保険契約」の基準が規定された。またIFRS第6号「天然資源の検査と評価」に基づいて、中国の会計準則は、「石油及び天然ガスの採掘」を対象とした準則が定められ、その準則には、石油及び天然ガス採掘過程における各段階の会計処理が規定された。またIAS第41号「農業」に基づいて、新準則では「生物資産」の新基準が規定された。

⑥ 6つめの特徴として、資産の減損が定められた。

従来の中国企業会計規定では、一定の条件のもとでは、資産減損の戻し入れが認められていたが、新「減損資産準則」では、もし資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産や無形資産等における資産の減損を認識し、その減損を当期損益に計上する。しかし新「減損資産準則」の規定にでは、この減損は翌会計期間に戻し入れることができないとしている。また減損会計処理については、以下のような例外が定められた。⁽⁶⁾

新準則に特別規定された以下のa-eは、新減損会計準則が適用されないので、減損の戻し入れをすることになる。

- a. 棚卸資産の減損は、「棚卸資産準則」を適用する。
- b. 公正価値で測定する投資不動産の減損は、「投資不動産準則」を適用する。
- c. 消耗性生物資産の減損は、「生物資産準則」を適用する。
- d. 工事契約で建設された資産の減損は、「工事契約準則」を適用する。
- e. 繰延税金資産の減損は、新「所得税準則」を適用する。

- ⑦ 7 つめの特徴として、財務諸表の利用者に対して、より多くの情報を提供することを定めている。

企業は、適用した会計方針、子会社の取引の情報や子会社所在地の情報及び発生した取引の認識、測定、開示等の情報を公表しなければならない。

さらに、企業が新準則にできるだけ早く適応できるために、財政部は新準則を適用する企業に対して、2006年に「企業会計準則初度適用」2007年1月1日施行の準則を定めた。この基準はIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に基づいて定められた。⁽⁷⁾

2006年新準則にはIAS/IFRSが導入されたが、まだ両者の相違は残っている。このことは、今後の国際調和化の課題でもある。次に、今後の中国会計制度の展望についてみていくことにしたい。

2. 中国会計制度の今後の方向性

中国の会計制度改革は、1978年経済改革に伴い、アメリカの会計基準の研究に向けて進められた。その結果、中国の会計研究者はアメリカの会計基準の研究を行うようになった。中国の会計制度の整備はアメリカの会計基準に影響を受けたにもかかわらず中国の市場経済はまだ未完全であり、このような会計制度は当時の中国経済に適合しなかった。

1990年代になると中国企業は国際資本市場に進出するようになり、これを背景にしてIAS/IFRSの導入に関心が深まっていた。しかしまだ中国の会計制度へのIAS/IFRSの導入には、以下のような問題がある。

- (1) 会計制度は会計政策、税法、法律制度と関係している。この3つの制度を統一することは難しい。中国は経済発展途上国であることから、法律制度はまだ十分整備されていないことから、税法と会計政策の統一は難しい。⁽⁸⁾
- (2) 国際会計基準(IAS/IFRS)を導入するための資本市場に向けた会計制度

IAS/IFRSは、資本市場の投資者保護のために整備したルールである。英米国は、市場経済法律制度と政府の監督のもとで、このような証券取引市場には信用が定着している。このような資本市場と比べて、中国の資本市場には政府部門の監督はまだ不十分であり、資本市場の制度が整備されていない。⁽⁹⁾

中国の金融市場は間接金融であり、証券取引所よりも金融機関が重要な地

位をもっている。というのは中国の証券取引所が活発になったとはいえ、まだ間接金融の総額は70%以上を占めているからである。

このような制度と金融環境からみても、中国は銀行の役割を強化すべきであり、経済的にその方が安定すると考えられる。資本市場向けの会計制度は投資者保護だけではなく、債権者保護の会計制度が整備されるべきであろう。⁽¹⁰⁾

(3) IAS/IFRS との調和化のデメリット

- ① IAS/IFRS は常に改定されており、中国企業会計準則を IAS/IFRS に伴って改定することは不安定となる。
- ② 中国の経済状況は他の先進国と異なる経済したであることから、IAS/IFRS と調和する企業会計準則は中国の経済に適合しないことから生じると考える。
- ③ IAS/IFRS は株主の利益を重視した制度であるが、中国の会計制度は株主の利益だけではなく、公平な利益分配と市場経済の安定性を維持することを基本としている。この点において、また完全に IAS/IFRS が定着することは考えられない。
- ④ グローバル経済では企業間の競争が激しいので、IAS/IFRS に基づいて作成した財務諸表が開示する情報が多ければ、企業の秘密がなくなって、中国の企業がどのように対応するのが、まだ問題が残ると考える。

しかし IAS/IFRS との調和化は、中国に対して国際証券取引所へ進出するための重要な課題である。中国企業が自由に外国証券取引所に進出することができるためには、中国の会計制度が IAS/IFRS との調和化を巡って、どのように改革されるべきかについて、以下のようないくつかの考え方がある。

- (1) 中国はまず民商経済法を改革すべきと考える。
- (2) IAS/IFRS を直接に適用することを避けるべきと考える。
- (3) 中国は法律制度、財政・税務制度と会計制度との結合について検討すべきと考える。⁽¹¹⁾

注

(1) 安永会計事務所「新基準・新時代—中国新会計基準」(www.ey.com/china), [2006

年11月10日]。

- (2) 刘玉廷「中国企業会計基準体系」『会計研究』, 2007年3号, 6頁。
 - (3) 同上。
 - (4) 同上。
 - (5) 同上。
- 企業会計準則組「中国企業会計準則-2006」, 2006年4月, 1-7頁。
- (6) 企業会計準則組「中国企業会計準則-2006」, 2006年4月, 1-7頁。
 - (7) 同上
 - (8) 周华/戴德明『会計制度と経済発展』, 中国人民大学, 2006年, 117-136頁。
 - (9) 同上, 122-125頁。
 - (10) 同上, 109-112頁。
 - (11) 同上, 128-135頁。

おわりに

本稿は、中国の社会や経済の変化を背景にして、簿記記帳から中国会計制度の生成までの変遷を述べ、中国会計制度とIAS/IFRSとの調和化への対応について考察してきた。

1950年代には中国政府は当時の社会制度と経済を考え、この社会制度と経済に類似した旧ソ連の会計制度を導入し、新しい会計制度を生成した。この会計制度は当時の経済に適合した。しかし1980年代に入ると、中国经济改革が実施され、1950年代の会計制度は80年代の経済に適合できなくなった。また1990年以降に中国の証券取引所が開設され、アメリカとIAS/IFRSの影響を受け、近年中国の会計制度が改革されてきた。1990年代後半期、上場企業は財務諸表粉飾の問題が相次いでいたので、2000年に政府は会計制度の改革を再び実施した。

その後、2001年に中国はWTOを加盟した後、3つの証券取引所が開設された。中国の会計準則はIAS/IFRSと異なっていたことから、国際的な投資家は企業の財務諸表を理解するには困難であり、企業が海外証券取引所に進出するには障害があった。そのために2006年に中国企業準則委員会は新しい会計準則を定め、

証券取引所への上場を容易にするためにIAS/IFRSの導入を決めた。しかしこの新会計準則はこれまでよりIAS/IFRSに類似した点が多くなったが、まだ中国の会計準則の特徴が残っている。

本稿では、中国の会計制度が当初IAS/IFRSを導入するという方向性をとったが、現在ではIAS/IFRSと伝統的に生成されてきた中国の会計制度との相違を考慮して、中国の独自の会計規則を残しながら、どのようなIAS/IFRSとの調和化を行うかが今後の課題になる。次稿では新準則が上場企業の財務諸表にどのような影響を及ぼしているのかについて分析することにした。

参考資料及び文献:

日本語文献

- (1) 郭道明『中国会計発展史稿』同真堂, 1988年。
- (2) 徐治文『現代中国ビジネス法』法律文化社, 2005年。
- (3) 近藤弘『中国企業会計準則』中央経済社, 2007年。
- (4) 桜井久勝『国際会計基準』白桃書房, 2005年。
- (5) 速水優『中央銀行の独立性と金融政策』東洋経済新報社, 2004年。
- (6) 謝少敏『中国の企業会計制度』創成社, 1997年。
- (7) 玉置知己/山澤幸太郎『中国金融はこれからどうなるか』東洋経済新報社, 2005年。
- (8) 中央青山法人『中国税務・会計ハンドブック』東洋経済新報社, 2006年。
- (9) トーマツ『中国の投資・会計・税務』中央経済社, 平成17年。
- (10) 戴相龍『中国金融読本』中央経済社, 1999年。
- (11) A. ファン R. マア『転化期の中国会計』同文館, 平成16年。

中国語文献

- (1) 周華/戴德明『会計制度と経済発展』人民大学, 2006年。
- (2) 王建忠『会計発展史』東北財経大学, 2007年。
- (3) 中国公認会計士協会『経済法』中国財政経済社, 2007年。
- (4) 何清『企業融資政策と資本構造』経済科学, 2007年。
- (5) 企業会計準則学習組『企業会計準則』中国経済社, 2007年。

- (6) 中国公認会計委員会『経済法』中国経済社, 2007年。
- (7) 中国公認会計委員会『会計』, 中国経済社, 2007年。

雑誌と報告書

- (1) 富士通総研経済研究所「中国の企業部門における資金調達状況についての分析調査」2007年。
- (2) 葛家澎 劉峰「新中国会計理論研究50年回顧」『会計研究』1999年10号。
- (3) 徐平生「直接融資激活資本市場」, 『当代金融家』2006年11月号。
- (4) 清科研究所「2007年第二期中国上場企業研究報告」2007年8月23日。
- (5) 深圳証券取引所「中国企業債券市場現状調査報告」2008年7月。
- (6) 劉玉廷「中国企業会計基準体系」『会計研究』2007年3号。
- (7) 井上武「新しい段階を迎える中国の企業金融」『知的資産創造』2002年6月号。

ホームページ

- (1) 中国証券監督管理委員会 ([www. 香港証券取引所.com](http://www.香港証券取引所.com)) [2008年8月11日]。
- (2) 中国証券監督管理委員会 ([www. 上海証券取引所.com](http://www.上海証券取引所.com)) [2008年8月25日]。
- (3) 中国証券監督管理委員会 ([www. 深圳証券取引所.com](http://www.深圳証券取引所.com)) [2008年8月30日]。
- (4) [www. 中国株.com](http://www.中国株.com) [2008年10月10日]。
- (5) [www. ittang.com](http://www.ittang.com) [2007年12月6日]。
- (6) 安永会計師事務所「新基準・新時代—中国新会計基」([www. ey.com/china](http://www.ey.com/china)) [2006年11月10日]。